

福岡県公報

平成27年10月23日
第3738号

目次

告示 (第845号 - 第852号)

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(水産振興課)	2
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(福祉総務課)	6
○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認	(県営住宅課)	7
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	7

○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12

選挙管理委員会

○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	13
-----------------------------------	----------	----

告 示

福岡県告示第845号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市東区 志賀島	船 越 元 司	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区	小型特定漁業、小型 一般漁業及び小型定 置網漁業
	中 島 利 幸	(志賀島加入区)	

福岡県告示第846号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代11月号	雑誌15277-11	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント11月号	雑誌15115-11	マイウェイ出版株式会社	

福岡県告示第847号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	浮 羽 線 草 野 久留米	前	久留米市田主丸町石垣 499番1先から 久留米市田主丸町石垣 565番1先まで	9.5 ～ 17.6	130.0
			前	久留米市田主丸町石垣 499番1先から 久留米市田主丸町石垣 565番1先まで	10.0 ～ 16.6	137.1
			後	久留米市田主丸町石垣 499番1先から 久留米市田主丸町石垣 565番1先まで	9.5 ～ 17.6	130.0

福岡県告示第848号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年10月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

久留米	浮羽 草野線 久留米	久留米市田主丸町石垣499番1先から 久留米市田主丸町石垣565番1先まで
-----	------------------	--

福岡県告示第849号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年10月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	田主丸 停車場線 石垣	久留米市田主丸町石垣490番1先から 久留米市田主丸町石垣497番1先まで

福岡県告示第850号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
太宰府市石坂934の7、934の2・1011の20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第851号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川扇谷44の8、48、89の10、130、137、173、188の1、188の4、230、231の8、238の7
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、
期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第852号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
田川市大字猪国753の31、753の47、753の49から753の62まで
- 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市池浦字川原田372番15
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
直方市上新入2399-1-202
城戸 勇樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市荻浦字下新開514番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市荻浦225番地
重富 クニエ

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 申請のあった年月日
平成27年10月4日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
N P O 法人日本九援隊
 - 代表者の氏名
肥後 孝
 - 主たる事務所の所在地
大野城市瓦田二丁目4番26号
 - 定款に記載された目的

この法人は、広く一般住民に対して、災害に関する啓発活動を行い、災害発生に際しては、災害救援に関わる人員派遣に関する事業を行い、以て、地域社会の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年9月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

NPO法人環境技術国際協力センター

- (2) 代表者の氏名

金田 資郎

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区今泉二丁目4番31-604号

- (4) 定款に記載された目的

本法人は、環境・緑化研究者、技術者を一同に会し、都市の中に緑を増やし、守り、市民が身近な自然に親しみながら豊かな暮らしが営めることができるよう、環境・緑化技術の普及に努めることを提唱する。快適な環境を保持するために、適正な廃棄物処理、水や大気浄化のための技術開発・研究を行い、環境保全技術の普及に努める。日本庭園の文化性を広く伝承をするため、日本庭園伝承交流基金を創設し、技術者の育成を行う。

海外においては、乾燥地の植林や緑化技術支援、廃棄物処理などの環境技術支援、海外の日本庭園の維持管理技術専門家を派遣、国際交流に貢献する。

また、緑化・造園に関する技術研修会・講演会等の事業、環境教育に関するプログラム立案・研修会・講演会の実施など種々の事業を行うことで、豊かな緑の創出、環境保全、日本の造園文化を国内外に対して普及させることを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人北筑しょう福会

- (2) 代表者の氏名

亀崎 一郎

- (3) 主たる事務所の所在地

柳川市大和町豊原6番地3

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の主体性とエンパワーメントを基本に据えたノーマライゼーションの理念の下、地域での就労の機会を創出し、また、その支援と生活支援に係る事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡大任町大字今任原字柳瀬ノ前2605番から2607番まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川市新町23番47号
株式会社くすりのコーエイ
代表取締役 田中 元伸

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年10月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人高齢者シェアホーム協会

(2) 代表者の氏名

吉田 通子

(3) 主たる事務所の所在地

筑紫野市二日市西四丁目8番12号

(4) 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、高齢者及び障害者に対して、共助による共同生活の支援の場を提供する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、高齢者及び障害者に対して、共助による共同生活の支援の場を提供する事業及び介護事業並びに福祉用具貸与、販売事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字原上字千田1741-2、1741-3、1742-1及び1742-4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号虎ノ門ツインビルディング東棟19階
株式会社シーアールイー
代表取締役 山下 修平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町江浦字東溝尻159番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女市黒木町本分1510番地1 アーバンハイム205号
古賀 達也

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を定めた平成25年内閣府告示第228号の一部改正（平成27年内閣府告示第44号）を受けて、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定により本県で定めることとされている救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を改め、また、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号及び第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年10月23日

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名 称	位 置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営幸町住宅	京都郡荊田町幸町	3,500円	10,500円	平成27年10月8日
福岡県営本城住宅	北九州市八幡西区 本城東	4,000円	12,000円	平成27年10月8日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院

長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（電子基準点現地調査）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
久留米市、八女市、みやま市、朝倉郡東峰村、築上郡築上町	平成27年8月24日から 平成27年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡水巻町宮尾台地区	平成27年4月29日から 平成27年8月26日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川市大字奈良	平成27年7月15日から 平成27年10月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡川崎町大字川崎	平成27年8月25日から 平成27年10月8日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所八幡維持出張所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区藤田	平成27年5月29日から 平成27年7月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区不老町一丁目	平成27年6月3日から 平成27年9月7日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区堀川町	平成27年6月1日から 平成27年11月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鞍手郡鞍手町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
鞍手郡鞍手町大字中山・古門	平成27年6月15日から 平成27年9月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀郡遠賀町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町大字木守・広渡地区	平成27年7月2日から 平成27年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区	平成27年7月17日から 平成27年10月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市戸畑区	平成27年8月3日から 平成28年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町、行橋市、築上郡築上町内	平成27年8月5日から 平成27年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成27年8月10日から 平成27年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）

- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市内一円	平成27年8月24日から 平成27年11月4日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区一円	平成27年8月19日から 平成27年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

北九州市内一円	平成27年8月19日から 平成28年3月31日まで
---------	------------------------------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区	平成27年9月1日から 平成27年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（数値写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大野城市全域	平成27年8月17日から 平成28年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上郡築上町	平成27年9月10日から 平成27年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区大字楠橋	平成27年9月14日から 平成28年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（地形測量（細部測量））
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市一円、大野城市一円、太宰府市一円、筑紫野市一円、久留米市一円、うきは市一円	平成27年10月9日から 平成28年1月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成27年6月12日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公

示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市の一部、筑後市の一部、大川市の一部、みやま市の一部、三潴郡大木町の一部	平成27年6月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町	平成27年4月30日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同附則法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年10月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西鉄ストア太宰府店
- (2) 所在地 太宰府市五条二丁目22番7号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時00分～午後5時00分	午前6時00分～午後10時00分

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県第九選挙区支部及びにじ農政連の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成24年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成25年11月福岡県選挙管理委員会告示第123号）及び平成25年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成26年11月福岡県選挙管理委員会告示第108号）の一部を、次のとおり改める。

平成27年10月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成24年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第九選挙区支部の項を次のとおり改める。

90 自由民主党福岡県第九選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	三原 朝彦

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日

25.05.01

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	88,986,090円
ア 前年繰越額	9,322,403円
イ 本年収入額	79,663,687円
(2) 支出総額	50,530,858円
(3) 翌年への繰越額	38,455,232円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	59,953,760円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	59,953,760円
a 個人からの寄附	32,685,760円
b 法人その他の団体からの寄附	19,128,000円
c 政治団体からの寄附	8,140,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,219,500円
樹の会	154,000円
樹の会	34,000円
樹の会	9,000円
樹の会	148,500円
朝食会	6,000円
朝食会	12,000円
朝食会	6,000円
食事会	40,000円
若獅子会	140,000円
明朝会	160,000円
ふつこの通信購読料	10,000円
ふつこの通信購読料	500,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	17,500,000円
自由民主党本部	17,500,000円
カ その他の収入	990,427円

払い戻し	108,630円	
社会保険個人預かり金	880,521円	
一件十万円未満のもの	1,276円	
合計	79,663,687円	
[寄附の内訳]		
a 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
柳 恵美子	60,000円	北九州市八幡西区
中司 郁代	60,000円	遠賀郡遠賀町
石原 健一	270,000円	兵庫県神戸市東灘区
船津 清子	150,000円	北九州市八幡西区
上野 益弘	60,000円	遠賀郡水巻町
長野 熙	242,000円	北九州市八幡西区
小宮 俊秀	2,500,000円	行橋市
小宮 董	6,500,000円	行橋市
松本 美香	3,880,000円	行橋市
小宮 裕	2,050,000円	大分県大分市
奥村 美絵	1,650,000円	福岡市中央区
上野 渡海児	720,000円	北九州市八幡西区
河原 良子	2,200,000円	北九州市八幡西区
船元 泰之	60,000円	北九州市若松区
三原 朝彦	900,000円	北九州市八幡西区
松井 光由	80,000円	遠賀郡岡垣町
増井 淳	1,000,000円	北九州市小倉北区
真花 宏行	60,000円	北九州市若松区
宇佐美 正則	100,000円	北九州市八幡西区
金澤 潤児	300,000円	北九州市八幡西区
東原 絹代	140,000円	遠賀郡遠賀町
坂口 勝利	106,000円	北九州市八幡西区
土屋 卓洋	60,000円	千葉県八千代市
古野 義章	200,000円	直方市

西原 靖博	60,000円	北九州市八幡西区
高嶋 康年	100,000円	北九州市八幡西区
永野 三千代	300,000円	北九州市八幡西区
上野 陽右	400,000円	北九州市八幡西区
豊瀬 尉	100,000円	行橋市
菊竹 開三	60,000円	北九州市八幡西区
柏木 武美	100,000円	行橋市
永野 吉鎌	100,000円	北九州市八幡西区
永野 サカエ	1,000,000円	北九州市八幡西区
安藤 公一	100,000円	東京都品川区
野見山 博吉	300,000円	福岡市南区
芦馬 廣徳	1,000,000円	田川郡福智町
鹿見嶋 望	100,000円	福岡市中央区
中嶋 隆夫	100,000円	北九州市八幡西区
花田 紘一	100,000円	北九州市八幡西区
福田 仁一	100,000円	北九州市小倉南区
その他	3,817,760円	
小計	31,185,760円	
b 法人その他の団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
(株) 千草	60,000円	北九州市八幡東区
清新産業(株)	100,000円	北九州市八幡東区
(株) ニュー豊栄	120,000円	北九州市小倉北区
(株) 直方葬祭	120,000円	直方市
富士岐工産(株)	60,000円	北九州市八幡西区
ドーカイ商事(株)	60,000円	北九州市八幡東区
(株) 総合システム	60,000円	北九州市八幡西区
(株) 日芳興産	60,000円	北九州市八幡西区
マインド(株)	60,000円	北九州市八幡西区
(株) 白海	120,000円	北九州市若松区
日本ヒューム(株) 福岡支社	60,000円	福岡市博多区

宇佐美運輸機工	100,000円	北九州市若松区
日本電話センター(株)	60,000円	北九州市八幡西区
(株)海渡設計	120,000円	田川郡福智町
中嶋化学工業(株)	120,000円	北九州市八幡西区
上野建設	2,000,000円	北九州市若松区
協栄興産(株)	60,000円	北九州市八幡西区
上津役製作所	160,000円	中間市
九重商事(株)	100,000円	北九州市八幡東区
北九州印刷(株)	60,000円	北九州市八幡西区
(株)成和産業	60,000円	北九州市八幡西区
(株)まるまんフィオーレ	360,000円	直方市
高田組(有)	60,000円	北九州市八幡東区
(医)萩原中央病院	60,000円	北九州市八幡西区
(株)八幡ビルエンジニアリング	60,000円	北九州市八幡西区
(株)ホリカワ	60,000円	北九州市戸畑区
高嶋産業(株)	300,000円	北九州市八幡西区
西部タイヤ	100,000円	北九州市八幡西区
(株)カマタ	300,000円	北九州市若松区
(有)鎌田化成	700,000円	北九州市若松区
(有)廣岡建設工業	60,000円	北九州市若松区
平和電業(株)	100,000円	北九州市戸畑区
(医)元気が湧く	500,000円	福岡市南区
(株)イーエスケイ	60,000円	愛媛県松山市
松本健司税理士事務所	100,000円	北九州市八幡西区
栄陽子留学研究所	200,000円	東京都港区
大光炉材(株)	120,000円	北九州市戸畑区
(株)丸都運輸	240,000円	遠賀郡岡垣町
(有)ワイドエー	120,000円	田川郡福智町
(株)阿部光林社	120,000円	北九州市八幡西区
(株)飯塚ホンダ	60,000円	飯塚市
(株)石松商会	60,000円	北九州市八幡西区

(有)泉商会	600,000円	北九州市八幡西区
上野精機(株)	3,260,000円	遠賀郡水巻町
永順産業(株)	120,000円	遠賀郡岡垣町
オート・アベニュー	120,000円	北九州市八幡西区
大石産業(株)	60,000円	北九州市八幡東区
大島建設(株)	60,000円	北九州市若松区
岡崎建工(株)	120,000円	北九州市小倉北区
折尾タクシー(株)	60,000円	北九州市八幡西区
(株)遠賀タクシー	120,000円	遠賀郡遠賀町
梶原塗装(株)	60,000円	北九州市八幡東区
(医)小嶺江藤病院	138,000円	北九州市八幡西区
北九州ふよう(株)	120,000円	北九州市小倉北区
九州総合建設(株)	120,000円	北九州市若松区
(有)楠木建築設計	60,000円	北九州市八幡西区
工藤産業(株)	120,000円	北九州市八幡東区
くらてガス(株)	120,000円	鞍手郡鞍手町
(有)鴻鵠産業	500,000円	行橋市
小西建設工業(株)	120,000円	遠賀郡岡垣町
三和金属(株)	60,000円	北九州市若松区
(株)菅原福岡営業所	120,000円	福岡市東区
(株)田中	120,000円	北九州市若松区
大同建設(株)	120,000円	北九州市小倉北区
大同自動車(株)	60,000円	北九州市八幡西区
高倉運輸(株)	240,000円	遠賀郡遠賀町
(株)太平建設	60,000円	北九州市小倉北区
(株)東筑軒	60,000円	北九州市八幡西区
洞海マリンシステムズ(株)	60,000円	北九州市若松区
伸建設(株)	120,000円	北九州市八幡西区
西田工業(株)	60,000円	飯塚市
日東ベンディング西日本(株)	120,000円	糟屋郡粕屋町
(株)初瀬屋	60,000円	北九州市八幡西区

宮本産商	60,000円	北九州市八幡西区
(株)安井組	120,000円	北九州市八幡西区
(有)大和タクシー	60,000円	北九州市八幡西区
(株)安田生花店	120,000円	北九州市八幡西区
(株)安川トランスポート	120,000円	北九州市八幡西区
(医)行橋クリニック	500,000円	行橋市
(有)公益社	150,000円	中間市
菱信産業(株)	60,000円	北九州市八幡西区
(株)和光	60,000円	北九州市八幡西区
ワタキューセイモア(株)九州支社	120,000円	佐賀県小城市
福岡県トラック協会筑豊支部	500,000円	飯塚市
その他	2,660,000円	
小計	19,128,000円	
c 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
平成研究会	2,000,000円	東京都千代田区
日本司法書士政治連盟福岡会	500,000円	福岡市中央区
日本弁護士政治連盟	100,000円	東京都千代田区
T K C 全国政経研究会	100,000円	東京都新宿区
T K C 九州政経研究会	100,000円	福岡市中央区
北九州市八幡医師連盟	300,000円	北九州市八幡東区
日本建築工事事務所政経研究会	100,000円	東京都中央区
福岡県薬剤師政治連盟	300,000円	福岡市博多区
福岡県医師連盟	1,000,000円	福岡市博多区
北九州市医師連盟	1,000,000円	北九州市小倉北区
全国社会保険労務士政治連盟	100,000円	東京都中央区
福岡県歯科医師連盟	500,000円	福岡市博多区
北九州地区トラック事業政治連盟	500,000円	北九州市小倉北区
福岡県トラック事業政治連盟	500,000円	福岡市博多区
北九州タクシー政治連盟	100,000円	北九州市小倉北区
福岡県北九州筑豊税理士政治連盟	300,000円	北九州市小倉南区

戸畑区医師連盟	100,000円	北九州市戸畑区
福岡県不動産政治連盟	300,000円	福岡市博多区
日本商工連盟北九州地区	100,000円	北九州市小倉北区
その他	140,000円	
小計	8,140,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	16,210,061円
(ア) 人件費	11,198,112円
(イ) 光熱水費	1,163円
(ウ) 備品・消耗品費	2,702,333円
(エ) 事務所費	2,308,453円
イ 政治活動費	34,320,797円
(ア) 組織活動費	11,235,161円
(イ) 選挙関係費	7,000,000円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	15,075,382円
a 機関紙誌の発行事業費	2,062,500円
b 宣伝事業費	12,153,697円
d その他の事業費	859,185円
(エ) 調査研究費	10,254円
(オ) 寄附・交付金	1,000,000円
合計	50,530,858円

平成25年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第九選挙区支部の項を次のとおり改める。

87 自由民主党福岡県第九選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	三原 朝彦
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	26.05.07

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	78,558,946円
ア 前年繰越額	38,455,232円

イ 本年收入額	40,103,714円		
(2) 支出総額	50,413,957円		
(3) 翌年への繰越額	28,144,989円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
イ 寄附	25,323,238円		
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	25,323,238円		
a 個人からの寄附	15,304,000円		
b 法人その他の団体からの寄附	9,919,238円		
c 政治団体からの寄附	100,000円		
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	611,500円		
明朝会懇親会	176,000円		
市瀬地区東京旅行反省会	39,000円		
桜を見る会写真交換会	5,500円		
すずきの通信購読料	6,000円		
すずきの通信購読料	350,000円		
折尾地区後援会	35,000円		
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,500,000円		
自由民主党本部	12,000,000円		
自由民主党福岡県支部連合会	500,000円		
カ その他の収入	1,668,976円		
社会保険個人より預り金	1,520,610円		
自由民主党八幡西支部事務費	120,000円		
一件十万円未満のもの	28,366円		
合計	40,103,714円		
[寄附の内訳]			
a 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
上野 益弘	60,000円	遠賀郡水巻町	
中司 郁代	60,000円	遠賀郡遠賀町	
柳 恵美子	120,000円	北九州市八幡西区	

船津 清子	120,000円	北九州市八幡西区
長野 熙	242,000円	北九州市八幡西区
小宮 俊秀	1,500,000円	行橋市
小宮 董	2,750,000円	行橋市
松本 美香	3,900,000円	行橋市
小宮 裕	2,100,000円	大分県大分市
奥村 美絵	1,800,000円	福岡市中央区
宇佐美 正則	100,000円	北九州市八幡西区
長谷川 浩子	300,000円	東京都港区
山田 憲義	100,000円	中間市
高森 道雄	100,000円	鳥取県鳥取市
高嶋 康年	100,000円	北九州市八幡西区
中川原 三和子	100,000円	佐賀県鳥栖市
石原 健一	120,000円	兵庫県神戸市東灘区
永野 サカエ	1,000,000円	北九州市八幡西区
宮本 克彦	300,000円	東京都世田谷区
その他	432,000円	
小計	15,304,000円	
b 法人その他の団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
(有) ワイド・エー	120,000円	田川郡福智町
(株) 阿部光林社	120,000円	北九州市八幡西区
(株) 飯塚ホンダ	60,000円	飯塚市
(株) 石松商会	60,000円	北九州市八幡西区
(有) 泉商会	400,000円	北九州市八幡西区
上野精機 (株)	1,060,000円	遠賀郡水巻町
永順産業 (株)	120,000円	遠賀郡岡垣町
(有) オートアベニュー	120,000円	北九州市八幡西区
大石産業 (株)	60,000円	北九州市八幡東区
大島建設 (株)	60,000円	北九州市若松区
岡崎建工 (株)	120,000円	北九州市小倉北区

折尾タクシー（株）	60,000円	北九州市八幡西区
（株）遠賀タクシー	120,000円	遠賀郡遠賀町
梶原塗装（株）	60,000円	北九州市八幡東区
（医）義翔会小嶺江藤病院	120,000円	北九州市八幡西区
北九州ふよう（株）	120,000円	北九州市小倉北区
（有）楠木建築設計事務所	60,000円	北九州市八幡西区
工藤産業（株）	120,000円	北九州市八幡東区
くらてガス（株）	120,000円	鞍手郡鞍手町
（有）公益社	60,000円	中間市
（有）鴻鵠産業	500,000円	行橋市
小西建設工業（株）	120,000円	遠賀郡岡垣町
三和金属（株）	60,000円	北九州市若松区
（株）菅原福岡営業所	120,000円	福岡市東区
（株）田中	120,000円	北九州市若松区
大光炉材（株）	100,000円	北九州市戸畑区
大同建設（株）	120,000円	北九州市小倉北区
高倉運輸（株）	240,000円	遠賀郡遠賀町
（株）太平設計	60,000円	北九州市小倉北区
（株）東筑軒	60,000円	北九州市八幡西区
洞海マリンシステムズ（株）	60,000円	北九州市若松区
仲建設（株）	120,000円	北九州市八幡西区
西田工業（株）	60,000円	飯塚市
日東ペンディング西日本（株）	120,000円	福岡市博多区
（株）初瀬屋	60,000円	北九州市八幡西区
宮本産商（株）	60,000円	北九州市八幡西区
（株）安井組	120,000円	北九州市八幡西区
（有）大和タクシー	60,000円	北九州市八幡西区
（株）安田生花店	57,000円	北九州市八幡西区
（株）安川トランスポート	120,000円	北九州市八幡西区
（医）行橋クリニック	500,000円	行橋市
菱信産業（株）	60,000円	北九州市八幡西区

（株）和光	60,000円	北九州市八幡西区
ワタキューセイモア（株）九州支店	120,000円	佐賀県小城市
大同自動車（株）	56,220円	北九州市八幡西区
ドーカイ商事（株）	60,000円	北九州市八幡東区
（株）丸都運輸	240,000円	遠賀郡岡垣町
（株）豊栄	120,000円	北九州市小倉南区
（医）ふらて会西野病院	240,000円	北九州市八幡東区
（有）直方葬祭	120,000円	直方市
（株）総合システム	60,000円	北九州市八幡西区
（株）日芳興産	60,000円	北九州市八幡西区
マインド（株）	60,000円	北九州市八幡西区
（株）白海	120,000円	北九州市若松区
日本ヒューム（株）福岡支社	60,000円	福岡市博多区
（株）宇佐美運輸機工	100,000円	北九州市若松区
（株）海渡設計	120,000円	田川郡福智町
日本電話センター（株）	60,000円	北九州市八幡西区
中嶋化学工業（株）	120,000円	北九州市八幡西区
協栄興産（株）	60,000円	北九州市八幡西区
山一建設工業（株）	60,000円	北九州市小倉北区
（株）上津役製作所	120,000円	北九州市八幡西区
（株）栄陽子留学研究所	120,000円	東京都港区
（株）北九州印刷	60,000円	北九州市八幡西区
富士岐工産（株）	60,000円	北九州市八幡西区
不二貿易（株）	120,000円	北九州市若松区
（株）タカギ	120,000円	北九州市小倉南区
その他	1,386,018円	
小計	9,919,238円	
c 政治団体からの寄附		
（寄附者の名称）	（金額）	（事務所の所在地）
福岡県医師連盟	100,000円	福岡市博多区
小計	100,000円	

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	28,816,991円
(ア) 人件費	18,180,158円
(イ) 光熱水費	535,736円
(ウ) 備品・消耗品費	2,448,214円
(エ) 事務所費	7,652,883円
イ 政治活動費	21,596,966円
(ア) 組織活動費	7,816,207円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	10,525,009円
a 機関紙誌の発行事業費	2,052,500円
b 宣伝事業費	8,085,652円
d その他の事業費	386,857円
(エ) 調査研究費	15,750円
(オ) 寄附・交付金	3,240,000円
合計	50,413,957円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出)	1,800,000円

平成25年分収支報告書の要旨中、にじ農政連の項を次のとおり改める。

52 にじ農政連

報告年月日	26.04.23
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	4,103,934円
ア 前年繰越額	12,109円
イ 本年收入額	4,091,825円
(2) 支出総額	4,099,540円
(3) 翌年への繰越額	4,394円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数) 4,091,807円 4035人
カ その他の収入	18円
合計	4,091,825円
(2) 支出の内訳	

ア 経常経費	942,000円
(ア) 人件費	942,000円
イ 政治活動費	3,157,540円
(ア) 組織活動費	1,947,540円
(オ) 寄附・交付金	605,000円
(カ) その他の経費	605,000円
合計	4,099,540円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出)	605,000円